

会則変更（案）

1、会則第11条6項

【現行】

学年委員は、前年度3月までに各学年より5名紙上投票により選出し、同一人物が二学年以上で選出されたときは、何れか一つの学年委員となる。

学年ごとに、学年委員の互選により、1名を学年代表とする。

学年委員は常任委員会に所属するものとする。

【変更案】 上記現行会則傍線部の文言削除

学年委員は、前年度3月までに紙上投票により選出し、同一人物が二学年以上で選出されたときは、何れか一つの学年委員となる。

学年委員は常任委員会に所属するものとする。

【変更理由】

近年のPTA活動や各委員会活動の見直しを行い、事業の効率化を図ってきました。その一環で令和5年度に試用として学年委員の人数を3名でPTA事業の運営を行いました。その結果、問題なく運営できることが確認できました。また令和7年度以降1年生の学年役員を廃止することも含めて検討していく予定です。よって学年役員の選出人数等の規定を設けず柔軟に対応できるようにする為。